

兵庫県公報

令和5年8月1日 火曜日 第435号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 救急病院の認定（医務課）	5
○ 兵庫県農林地域産業導入基本計画の変更（地域産業立地課）	6
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	6
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	7
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（同）	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	8
○ 建築基準条例に基づく区域の指定（同）	8
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	9
正 誤	
○ 令和5年3月31日付け兵庫県公報第21号外中	10

告 示

兵庫県告示第800号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	二人静か	インターフィルム
映画	マイマザーズアイズ	ピラミッドフィルム
映画	熟女けものみち	新東宝映画



兵庫県告示第801号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋もの忘れと心の診療所	芦屋市西山町11-18 CH.158 3階	令和5年6月1日
芦屋川皮膚科クリニック	同 市西山町11-18 CH.158 2階	同
I & H芦屋川薬局	同 市西山町11-18 1階	同
リブ訪問看護ステーション	同 市川西町6-8エトワール105	同 年5月1日
但馬調剤薬局 戸牧店	豊岡市戸牧534-4	同
訪問看護ステーションつなぐ	同 市中央町3-37	同 年4月1日
黒田耳鼻咽喉科おのえ医院	加古川市尾上町池田409-4	同 年6月1日
リハビリ訪問看護ステーション グループ華	同 市加古川町南備後51-7	同 年3月24日
訪問看護ステーションBASE	宝塚市星の荘18番10-2C号室	同 年6月1日
訪問看護ステーションかぐやひめ	三木市志染町青山1-5-13	同 年4月15日
イオン薬局 高砂店	高砂市緑丘2-1-40	同 年5月9日
K・デンタルクリニック アステ川西	川西市栄町25-1 3階	同 年6月1日
サンドラッグ川西多田薬局	同 市多田桜木2-1-10-27	同
訪問看護ステーションあいでる	同 下加茂1-5-20	同 年5月1日
中林病院訪問看護ステーション	南あわじ市神代國衛1680-1	同 年4月1日
s o r a ケアセンター	淡路市大谷843番地9	同 年5月1日

まりん歯科	加東市下滝野5-23	同
キノシタヤ薬局 おがみ店	たつの市揖西町小神161-4	同 年6月1日
医療法人晴風園 せいふうクリニック	川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3	同 年5月1日
ナースステーション かがやき	同 群同 町若葉2-41-2	同 年4月1日



兵庫県告示第802号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
あるこ訪問看護ステーション	加古川市野口町野口160-6	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋駅小野内科クリニック	芦屋市大原町5-22 セルフリッジ芦屋101
小野歯科浜風診療所	同 市浜風町3-5
弓倉歯科医院	伊丹市行基町3-3
そうごう薬局 伊丹山田店	同 市山田2-2-25-5
おばた内科・糖尿病クリニック	赤穂市さつき町12-8
飯田歯科	宝塚市安倉南3-8-7 ホワイトヴィラ宝塚1階
サンキュー調剤薬局 自由が丘店	三木市志染町中自由が丘1-560
すぎはら歯科医院	高砂市神爪4-14-15
藤原医院	川西市栄町11-3 パルティK2北棟1階
医療法人社団弘秀会 米田病院	加西市尾崎町字野田10-1
杉井歯科医院	同 市和泉町625
訪問看護ステーションえんじゅ	同 市三口町1257-2
徳岡調剤薬局	丹波市山南町和田272-15
たけだファミリークリニック	たつの市龍野町日山61-1 プラザ日山B号
エミ内科歯科クリニック	揖保郡太子町太田667-1 J`sガーデン103号



兵庫県告示第803号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の1及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があった。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
医療法人社団 八十川医院	たつの市揖西町構242、243合併番地



兵庫県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ひまわり薬局サンテラス店	三木市志染町西自由が丘1-840	有限会社ひまわり薬局	三木市志染町西自由が丘1-840	令和4年12月1日
ひなたんぼ小規模多機能ホーム	加古郡稲美町加古5141	社会福祉法人稲美町社会福祉協議会	加古郡稲美町加古4369-3	令和5年3月1日



兵庫県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
リンク訪問看護ステーション伊丹	伊丹市池尻1-12 KT-1伊丹2階	ヘルスケアリンク阪神株式会社	伊丹市池尻1-12 KT-1伊丹2階	事業所名称
ファーマライズ薬局伊丹店	伊丹市西台1丁目1-1 阪急伊丹リータ1階	ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1-38-1	同上

公益社団法人兵庫県看護協会出石訪問看護ステーション	豊岡市出石町福住1300	公益社団法人兵庫県看護協会	神戸市中央区下山手通5-6-24	所在地
あいヘルパーステーションにしむら	加古川市野口町水足1857	医療法人社団西村医院	加古川市野口町水足字松の内1852	同上
にしわき南地域包括支援センター	西脇市下戸田128-1	社会福祉法人西脇市社会福祉協議会	西脇市和布町277-1	同上
なのはな	川西市花屋敷1-1-19フロス1 1階	株式会社なのはな	川西市花屋敷1-1-19フロス1 1階	同上
咲クリニック	同 市花屋敷4-6-16	医療法人社団磯崎医院	同 市花屋敷4-6-16	事業所名称
訪問リハビリテーション日々青々	朝来市和田山町東谷110-1	医療法人社団日々青々	朝来市和田山町東谷160-2	所在地
通所リハビリテーション日々青々	同上	同上	同上	同上
聖隷ケアプランセンター淡路	淡路市志筑1424-1	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区元城町218-26	同上
ひかり調剤薬局山本店	宝塚市山本東2-7-12	株式会社グローリー	尼崎市南武庫之荘1-14-3	開設者名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
ほりかわ歯科クリニック	加古川市平岡町新在家1573-1 東加古川メディカルセンター4F	堀川 卓也	加古川市平岡町新在家1573-1 東加古川メディカルセンター4F
ハリマ調剤薬局尾上店	同 市尾上町池田2354	株式会社ハリマ調剤薬局	同 市加古川町寺家町48-7
ひまわり薬局サンテラス店	三木市志染町西自由が丘1-840	松岡 勲	三木市志染町西自由が丘1-840
稲見医院	同 市大村871-3	医療法人社団修和会稲見医院	同 市大村871-3
前田医院	川西市花屋敷1-5-18インペリアル花屋敷1階	前田 弘文	川西市花屋敷1-5-18インペリアル花屋敷1階
上月医院	同 市多田桜木1-3-1	上月 清司	同 市多田桜木1-3-1
居宅介護支援事業所赤とんぼ(日山)	たつの市龍野町日山38-36	K&K株式会社	たつの市龍野町日山38-36

兵庫県告示第806号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあった次の医療機関を救急病院(救急診療所)と認定した。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 医療法人社団 十善会 野瀬病院
所在地 神戸市長田区二葉町5丁目1-21
認定年月日 令和5年8月1日
認定の有効期限 令和8年7月31日
- 2 名称 医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院
所在地 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号
認定年月日 令和5年7月1日
認定の有効期限 令和8年6月30日
- 3 名称 医療法人(社団)豊繁会 近藤病院
所在地 尼崎市昭和通4丁目114番地
認定年月日 令和5年7月1日
認定の有効期限 令和8年6月30日
- 4 名称 社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺心臓脳・血管センター
所在地 西宮市池田町3番25号
認定年月日 令和5年8月1日
認定の有効期限 令和8年7月31日
- 5 名称 医療法人社団 仙齡会 はりま病院
所在地 加古郡播磨町北野添2丁目1番15号
認定年月日 令和5年7月1日
認定の有効期限 令和8年6月30日
- 6 名称 医療法人社団景珠会 八重垣病院
所在地 たつの市新宮町井野原531番地の2
認定年月日 令和5年6月4日
認定の有効期限 令和8年6月3日



兵庫県告示第807号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第4条第1項の規定に基づく基本計画を変更したので、同条第6項の規定に基づきその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 兵庫県農村地域産業導入基本計画
- 2 縦覧場所 兵庫県産業労働部地域産業立地課
- 3 縦覧期間 令和5年8月1日から同月15日まで
- 4 主な変更内容
 - (1) 導入すべき産業の業種の見直し(幅広い産業を対象とするため、5業種(工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業)に限定していた産業の業種に係る記載を削除する。)
 - (2) 農村地域産業導入基本計画の対象区域の変更(姫路市の旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町地域を追加する。)



兵庫県告示第808号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
三木市口吉川町桃坂字殿池谷542の23、542の25から542の28まで、542の36、542の38から542の40まで、542の42、字新池ノ内546の23、546の24
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第809号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
林崎区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和5年6月28日
林崎区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業	同上
富島区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業以外の漁業	同上



兵庫県告示第810号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第104条第2号に掲げる漁業の森区域（森漁業協同組合の地区）の項中

「

2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

」

を

「

2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

」

に改める。



兵庫県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年8月1日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和5年8月1日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木環状線	三木市与呂木字西界地278番1から 同市与呂木字西界地190番1まで	旧	15.0から 20.0まで	27.0	
		新	14.0から 18.0まで	27.0	



兵庫県告示第812号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局長から報告があった。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 有限会社加陽
 - 代表者氏名 大西 宏
 - 事務所所在地 加古川市平岡町高畑519番地の17
 - 免許証番号 兵庫県知事（9）第400543号
 - 免許年月日 令和4年5月26日
- 2 処分の内容
 - 令和5年8月8日から同年9月13日までの37日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
 - 宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第813号

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号。以下「条例」という。）第2条の2第2項の規定により、次のとおり区域を指定した。

なお、その関係図書は、兵庫県庁、北播磨県民局及び加西市役所において縦覧に供する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（加西市における条例第2条の2第2項に規定する対象区域から除外する区域一覧）

名称	区域	指定年月日
加西インター産業団地第2期3 工区地区地区計画（全部）	加西市笹倉町の一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	令和5年8月1日
加西インター産業団地第2期5 工区地区地区計画（全部）	加西市中富町の一部で別図に示す区域	同上

加西インター産業団地地区地区計画（全部）	加西市中富町字西堤、字井口、字二又及び字大ノ池の全部並びに字磯辺、字西ノ下、字馬橋、字森ケ坪、字平田、字当千田、字前田、字中ノ坪、字鯉田、字柿ケ坪、字明先、字チブク、字落合及び字野間の各一部、殿原町字五反田、字大橋、字ナゴメ、字茨田及び字長田の全部並びに字長磯、字土ノ坪、字甲田、字桃梨子及び字前田の各一部並びに越水町字辻井の全部並びに字宮田及び字谷の各一部で別図に示す区域	同上
東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区計画（全部）	加西市北条町東高室字大谷、字京尾及び字東中野の各一部で別図に示す区域	同上
鶉野上町産業集積地区地区計画（全部）	加西市鶉野町字飯森前、字家塚及び字家塚浦の各一部で別図に示す区域	同上
倉谷町産業公園地区地区計画（全部）	加西市倉谷町字中屋敷、字大池ノ内及び字焼野の各一部で別図に示す区域	同上



兵庫県告示第814号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0006号	5.7.18	養父市八鹿町国木字下タイ6番1 の一部	6.00	22.68

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）ドラッグコスモス三木加佐店
 所在地 三木市加佐字町田221番1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により三木市から述べられた意見の概要
 - (1) 駐車場・駐輪場に係る事項
 当該駐車場は奥行きがあり、建物の陰になる目視が困難な駐車スペースが存在するため、瞬時の状況判断が困難である。駐車スペースの空き状況が容易に把握できるよう対策を講じられたい。
 - (2) 荷さばきに係る事項
 荷さばきを行う時間や発生する騒音について、近隣住民との間で問題等が生じた際には、事業者責任で対応されたい。
 - (3) 歩行者の通行に係る事項
 市立平田小学校、三木中学校及び県立三木高校の児童・生徒が通学するため、交通誘導員には登下校時

間帯に特に注意されたい。

(4) 廃棄物に係る事項

三木市の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進するよう努められたい。

(5) 騒音に係る事項

ア 保育所に近接しているため、空調設備、関係事業者による荷さばき、利用者の駐車場でのアイドリング等、敷地内で発生する騒音について対策を検討し、当該保育所における保育環境の保持に配慮されたい。

イ 騒音規制法等の関係法令を遵守するとともに、事業活動において利用者又は近隣住民との間で騒音に関する問題等が生じた際には、事業者責任で対応されたい。また、異常騒音が発生した場合は、速やかに交換、修理を行われたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年8月1日から1月間

正 誤

○令和5年3月31日付け（兵庫県公報第21号外）

兵庫県企業庁管理規程第5号（企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
35	下から30	第2条第1項及び4項を次のように改める。 2 「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に、「単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則」を「技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。 4 「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。	第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に、「単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則」を「技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改め、同条第4項中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。
42	下から24	第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第14項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。	第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第14項第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。